

一般社団法人
静岡県トラック協会
入会のご案内





協会の目的

当会は昭和23年5月に、
国土交通省（旧運輸省）認可により設立された公益法人（注）であり、
トラック運送業界の発展と社会的地位の向上を図るとともに地域社会の信頼に応え、
公共の福祉増進に寄与することを目的とした団体です。
皆様方との連携と協調により、コンプライアンスを重視しつつ
経営の安定と確立を図り、共に業界発展に尽力していきましょう。

（注：平成25年4月より公益法人制度改革により、一般社団法人となりました。）

当会が行っている事業の概要ですが、組織としては協同組合とは異なり、経済活動は行っておりません。地方として対応が困難な事案については、ロビー活動も含めて公益社団法人全日本トラック協会と連携して行動するなど、国の政策的な面にも対応を図っています。

そのためにも「全員参加」という意識が必要であり、「力の結集」が重要となります。

現実的な問題として、会員個々の要望をすべて取り上げるということは困難ですが、理事会や関係する委員会等において協議しながら、協会としての対応を進めています。

もちろん、直接協会本部へご意見をいただいても結構です。協会が何をしてくれるという意識ではなく、業界のため＝自社のためという参加意識を歓迎しています。

1社1社の力の結集が、協会・業界としての「パワー」となります。

皆様の入会をお待ちしております。





入会の手続き

当会への入会手続きは以下のとおりです。

- ① 貴社が所在する市町を管轄する支部で入会に必要な書類を受領してください。
- ② 管轄の支部に入会申込書類を提出してください。
- ③ 支部及び本部の理事会の承認を得て入会となります。
- ④ 本部理事会での承認後「入会承認」のご連絡をいたしますので、速やかに入会金（10万円）を納めてください。

* 当会に入会されますと併せて「静岡県運輸政策協議会」（政治資金規正法による政治団体）、「静岡県トラック運送事業経営者連盟」及び「静岡県トラック協会暴力防犯対策協議会」の会員となります。

また、関係団体である「陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称 陸災防）」への入会もお願いいたします。

* また、入会されますと四半期ごとに会費を請求させていただきますので下表により納付してください。

（請求額の詳細は次ページをご参照ください。）

なお、会費の納付方法は「口座振替」となります。（口座振替については手数料はかかりません）

<口座振替方式の引落日>

第1 四半期	4-6 月	5 月中旬
第2 四半期	7-9 月	8 月中旬
第3 四半期	10-12 月	11 月中旬
第4 四半期	1-3 月	2 月中旬

（具体的な引落日は請求書に記載のうえご案内します）



一般社団法人静岡県トラック協会入会規程

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人静岡県トラック協会に入会するための必要事項を定める。

（入会の条件）

第2条 本協会に入会するための条件として、定款に定める事項のほか次による。

（1）静岡県内に営業所を置き、県内の事業用車両が原則として法令で定める車両台数以上であること。

（法定車両台数は平成25年4月1日現在「5台」以上）

（2）入会事業者は、原則として社会保険に加入し、未納・延滞がないこと。

（入会金・会費）

第3条 本協会に入会した会員は、別途定める「入会金及び会費徴収規程」により支払うものとする。なお、定款第10条に定めたとおり、会費の未納が2年以上にわたった場合は会員資格を喪失する。

（会員資格）

第4条 会員の資格は1事業者1会員とする。なお、会員資格は原則として譲渡できない。

2 ただし、会員事業者が会社法上の次の組織再編を行った場合、会員資格は継承できるものとする。

- （1）合併
- （2）分割
- （3）株式交換(株式移転)
- （4）事業譲渡

なお、分割・株式交換(株式移転)・事業譲渡の会員資格継承はいずれか1事業者とする。

また、入退会と同様に理事会の承認を必要とし、理事会決議のあるまでは会員としての権利・義務は継続する。

3 会員資格に関する特別の事由が発生した場合は、理事会にて協議の上決定する。

(会員の義務)

第5条 本協会に入会した会員は定款に定める目的及び事業の達成のため、本協会が行う各種事業に積極的に参加するとともに、業界発展のための意見具申を行うよう努めるものとする。

附 則

1. 本規程は平成25年4月1日から適用する
2. 令和6年1月17日一部改正、第4条2項変更



入会金及び会費徴収規程

第1条 本会の入会金の額は一会員100,000円とする。

第2条 本会の会費は等級割並びに車両割とし別表によって徴収する。

第3条 本会は特別の支出を必要とする場合、特別会費を徴収する。その金額及び徴収方法等については、その都度理事会において定める。

第4条 県外に本社を置く会員、特別会費等はその会社が本県内に有する規模に従って本規程を適用する。

第5条 本会の会費は徴収当該前四半期末の登録車両数によって算出したものとする。

第6条 第2条に定める会費は毎四半期ごとに請求する。

第7条 会費は本会の請求に基づき毎四半期第2月の20日までに納付するものとする。

第8条 入会金は、退会時においてもこれを返還しない。

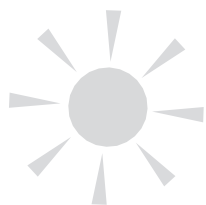
<別 表>

等級割

(月額)		
等級	等級割	車両割
A	13,320 円	101 両以上の会員
B	12,300 円	71 両から 100 両までの会員
C	10,870 円	51 両 " 70 両 "
D	9,640 円	31 両 " 50 両 "
E	8,260 円	21 両 " 30 両 "
F	7,010 円	11 両 " 20 両 "
G	5,770 円	6 両 " 10 両 "
H	4,780 円	5 両までの会員

車両割

(月額)	
車両別	車両割
普通車	250 円
小型車	100
特殊車	170
けん引車(大)	260
けん引車(中)	250
普通車＝最大積載量が2トンを超える車両 小型車＝最大積載量が2トン以下の車両 特殊車＝衛生・霊柩用途の車両で 積載量が2トンを超える車両 (注：特殊車で2トン以下は小型車の車両割を適用する。) けん引車(大)＝第5輪荷重が9トンを超える車両 けん引車(中)＝第5輪荷重が2トンを超え9トンまでの車両	



静岡県トラック協会では、
業界として取り組む事業、会員のための事業を
関係行政機関並びに会員各位のご協力により推進しています。
当会が実施している各種事業と、協会組織の意義、
入会のメリットなどについてご案内します。



交通事故・労働災害防止対策事業

当会では、各種の交通事故・労働災害防止活動を展開しています。

これは、トラック運送事業者として第一義である「輸送の安全」を確保するため、事故防止・安全運行支援を推進し公共的輸送機関としての使命を果たすとともに、事業者としての社会的信用、荷主との信頼関係の確立を図ることを目的としています。

具体的には、交通労災防止研修、各種安全運動や安全運転コンクール、ドライバーコンテストなどの実施によりドライバーや役職員に対する啓蒙活動を行っています。

また、会員への助成事業として、事業用自動車の先進安全装置（バックアイカメラ、ドライブレコーダ等）や健康管理に係る助成も行っています。

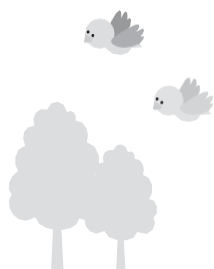


環境対策事業

地球温暖化問題をはじめ、環境への取り組みの重要性が益々高まっており、トラック運送業界においては、人と地球にやさしく、社会との共生を目指した地球環境保全への対応が重要となっています。

こうしたことから、大気汚染・騒音の低減や輸送の効率化、省エネルギー活動および環境保全への意識高揚等各種環境対策の積極的な推進を図っています。

具体的には、「環境対応車導入促進助成」「エコタイヤ装着助成」「アイドリング・ストップ運動の実施」「排ガス最新規制適合車への代替対策の実施」「環境保全活動（道路清掃等）」の事業活動を行っています。





経営支援対策事業

会員が行う「物流施設・福利厚生施設の整備」、「車両・荷役機械等の購入」に要する資金に対しての近代化基金融資制度を実施しています。融資公募の後、審査を経て商工中金・静岡支店に推薦し、この融資額に対する利子補給を行っています。

現在、一般融資については設備資金＝個別企業 5 千万円、共同体 1 億円を枠として、別途、排出基準値適合の事業用貨物自動車（ポスト新長期規制適合車）購入の場合の資金＝個別企業 3 千万円、共同体 6 千万円を推薦枠として融資額に対する利子補給を行っています。

その他にも、運転資金等利子補給助成等の各種助成事業や経営改善に資するための講習会等を開催しています。

近代化基金融資制度：商工中金を窓口として融資制度を充たす借入金に対して発生する利子の一部を協会が負担し、会員事業者の支払利子の軽減を図るものです。補給率は変動しますので、公募の都度ご案内いたします。



人材養成事業

多様化する輸送ニーズへの対応や、安全対策の推進、更には効率的な運送事業経営に資するため、経営者・管理者からドライバー・従業員に至るまで幅広い研修を開催しています。

また、当会が主催する人材養成研修講座は、会員事業者を対象にご提供させていただく「会員限定」のサービスで、会員各位の受講を促進するため、各種研修にかかる受講料を当会が全額負担するため、無料で受講することが出来ます。



税制対策事業

業界を取り巻く状況は、長時間労働の抑制、低炭素化社会の実現に向けた環境対策、高速道路利用料金の割引の拡充、自動車関係諸税の低減、荷主との取引環境改善への取り組みなど多くの課題が山積しています。

今後も公共的なトラック輸送サービスの維持確保を図り、安全・安心な輸送を実現していくため、トラック協会として毎年国会議員等に対して税制改正（関係諸税軽減等）及び予算措置に関する要望を行っています。





総合物流対策事業

私どもトラック運送業者は、平成2年の規制緩和以降、事業者数の増加に伴う過当競争により原価に見合った適正な運賃収受が課題となり、また、昨今、少子高齢化による労働力不足が顕著となり、長時間労働と相まって若年労働者の確保が困難な状況となっている中で、国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく懸命に努力しています。

この厳しい状況下の中で、トラック輸送における取引環境・労働時間改善を実現するため、関係官庁及び関係団体と連携し、長時間労働の抑制等労働環境の改善、適正取引の推進等、運送事業の健全化に取り組んでいます。



貨物自動車運送適正化事業

静岡県トラック協会は、静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関として中部運輸局長の指定を受け、貨物自動車運送事業法第39条に基づき、業界内の輸送の安全を阻害する行為の防止、輸送秩序の確立並びに事故防止を図る観点から「貨物自動車運送事業者に対する巡回指導」をメインに活動しています。

巡回指導は原則2年に1回の頻度で事務所へ訪問し、運行管理、労務管理、車両管理等に関する法令遵守の状況や指導・助言を行っています。

また、運送利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするために、「公益社団法人全日本トラック協会」が認定する「安全性優良事務所（Gマーク）」の推進や運輸安全マネジメントの導入推進、運送事業にかかわる法令などの「事業法改正等の講習会」などトラック運送事業の適正化に努めています。

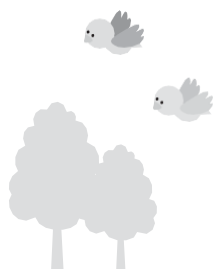


労働対策事業

労働基準法や改善基準告示等労働関係法令の改正等にあたり、パンフレットの作成、説明会の開催などを行い、会員への周知を図っています。

また、就業規則の変更や36協定などに関する指導や、労働環境に関する調査・賃金実態調査を行い、会員の経営上の資料として提供しています。

少子高齢化と労働力人口の減少によりドライバー不足が顕著に現れ、若年労働力の確保が困難な状況が窺われるなか、ドライバーの確保及び定着率の向上を図るため、職場体験セミナーや就職相談会の開催、ホームページを活用した求人情報の提供など諸施策を推進するとともに、「働き方改革」の実現に向けて労働環境整備に取り組んでいます。





広報事業

「社会と共生するトラック業界」を主眼とし、トラック輸送が生活（くらし）に密着していることや社会に貢献している姿勢を PR するための広報事業を推進しています。

- ① 会報誌「静岡県トラック情報」の発行
- ② 各媒体を活用した業界・協会 PR
- ③ ホームページによる情報提供
- ④ トラックの日イベント等の開催



災害対策事業

静岡県トラック協会は、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模広域災害が発生した場合に、静岡県・県倉庫協会・県トラック協会の3者で締結する「災害時物資緊急・救援輸送・保管協定」、及び県下すべての市町と県トラック協会がそれぞれ締結する「災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定」に基づき、緊急・救援物資輸送等を実施するなど、ライフラインとして重要な役割を担っています。

このため、国・県・各市町等関係機関と連携しながら、業務用トラックの災害時物流体制の整備に努め、常日頃から災害の発生に備えています。



経営・輸送等相談支援事業

輸送相談等のほか、国土交通省関係の提出書類（増・減車、車両代替、変更届など）の提供や記入内容のチェック、車庫申請や営業所の増設・移転などの相談や書類作成のための支援を行っています。



社会貢献事業

国内物流の基幹産業として、社会との共生を図ることが求められていることから、身近な社会貢献についての事業を行っています。

- 【1】交通安全教室の開催
- 【2】道路清掃の実施
- 【3】青少年育成支援事業
- 【4】交通遺児育成資金の贈呈



調査事業

トラック運送事業に関連する統計や施策上必要なものについて、会員の協力を得て調査を行っています。その結果を要望（税制対策等）時等の資料として活用するほか、行政上の資料としても活用しています。

また、トラック運送事業に欠かすことのできない軽油価格等の調査・研究を行い、安定的に燃料等の供給を受けられるよう会員に情報を提供しています。



協議会・連盟の紹介

当会に入会されますと、併せて下記の3団体の会員となっていただきます。

● 静岡県運輸政策協議会

当協議会は、トラック運送事業者の政治意識の高揚を図り、自主的団結力を強めると共に、政治的措置を講じ、もって事業者の経済的並びに社会的地位の向上を図ることを目的とした政治資金規正法による政治団体です。

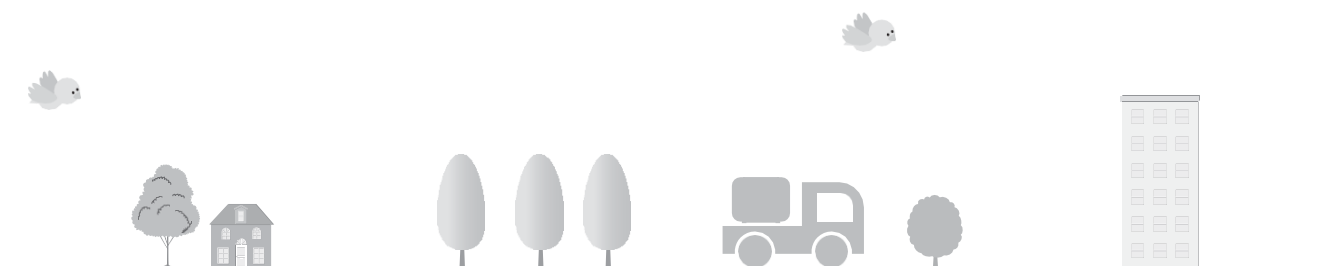
● 静岡県トラック運送事業者連盟

当連盟は、会員事業経営者の資質の向上を目指し、政治、経済、法律など社会一般に関する事項を連帯して学習するとともに会員相互及び会員と本連盟を支援する個人、団体との交流や情報交換及び親睦並びに奉仕活動の推進を図ることを目的とする団体です。

（会費 月額 400 円）

● 静岡県トラック協会暴力防犯対策協議会

当協議会は、暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。）を排除するとともに、物流、運送契約等をめぐる違法又は、不当な行為による被害防止と関係遮断に向けた諸対策を推進することを目的とする団体です。





陸災防静岡県支部への入会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）は、労働災害防止団体法に基づいて設立された全国組織による事業者団体で、労働災害の防止、安全衛生教育等を積極的に推進しています。

主な業務

- ◎ 陸災防静岡県支部が実施したフォークリフト運転技能講習・ショベルローダー等運転技能講習にかかる修了証再発行
- ◎ はい作業主任者技能講習
- ◎ 会員事業所に対する各種安全教育、交通事故・労働災害の防止指導等

＜連絡先＞ 静岡市駿河区池田 126-4（静岡県トラック会館内） TEL 054-283-1890

※ トラック協会の各支部が陸災防静岡県支部の各分会を兼ねています。



陸災防静岡県支部・会費徴収規程

- 第1条 本会の会費は車両割とし別表により徴収する。
- 第2条 本会は特別の支出を必要とする場合、特別会費を徴収する。その金額及び徴収方法等については、その都度役員会において定める。
- 第3条 本会の会費は前年度末の登録車両数により算出する。ただし、車両数には被牽引車両は含まない。
- 第4条 第1条に定める会費は年1回、原則として4月に請求する。
- 第5条 会費は本会の請求に基づき、原則として5月20日までに納付するものとする。
- 第6条 会費は、退会時においてもこれを返還しない。

附 則

1. 本規程は令和5年4月1日より施行する。

＜別 表＞

〔 車 両 割 〕

会 費

- | | | | | |
|---------|-----------|----|----|--------|
| * 事業用車両 | 10台未満の事業所 | 年額 | 一律 | 2,000円 |
| * 事業用車両 | 10台以上の事業所 | 1台 | 年額 | 200円 |

（注）① 静岡県内に本社・営業所等、複数の事業所を有する場合は、その合計車両数とする。

② 中途入会者の会費額は、年間会費額×月額÷12 で求める。





中部交通共済協同組合への加入

中部交通共済協同組合（中交協）は、協同組合組織として、対人、搭乗者傷害、対物、車両、自賠責などの自動車に関する保険について、共済事業を実施している団体です。県内では、沼津、静岡、浜松に事務所があり、全県をカバーしています。

トラック協会会員で、一定の条件を備えた方は、中交協への加入ができます。

新規に保険加入すると、損害保険会社の保険料よりも割安な掛金となっており、経費の節約につながります。

また、中交協では、無料で特別適性診断（NASVA）、出張一般適性診断、研修費補助、表彰制度、安全講習会、事故防止研修会、運転記録証明書・無事故無違反証明書の申請費 補助、出張運転適性診断などの事故防止活動を行っており、静岡県、愛知県、福井県、石川県、富山県、岐阜県を事業エリアとして、活発な共済事業を展開しています。

<連絡先>

静岡事務所 〒422-8067 静岡市駿河区南町 6-16 パレ・ルネッサンス 3 階
TEL 054-283-1914

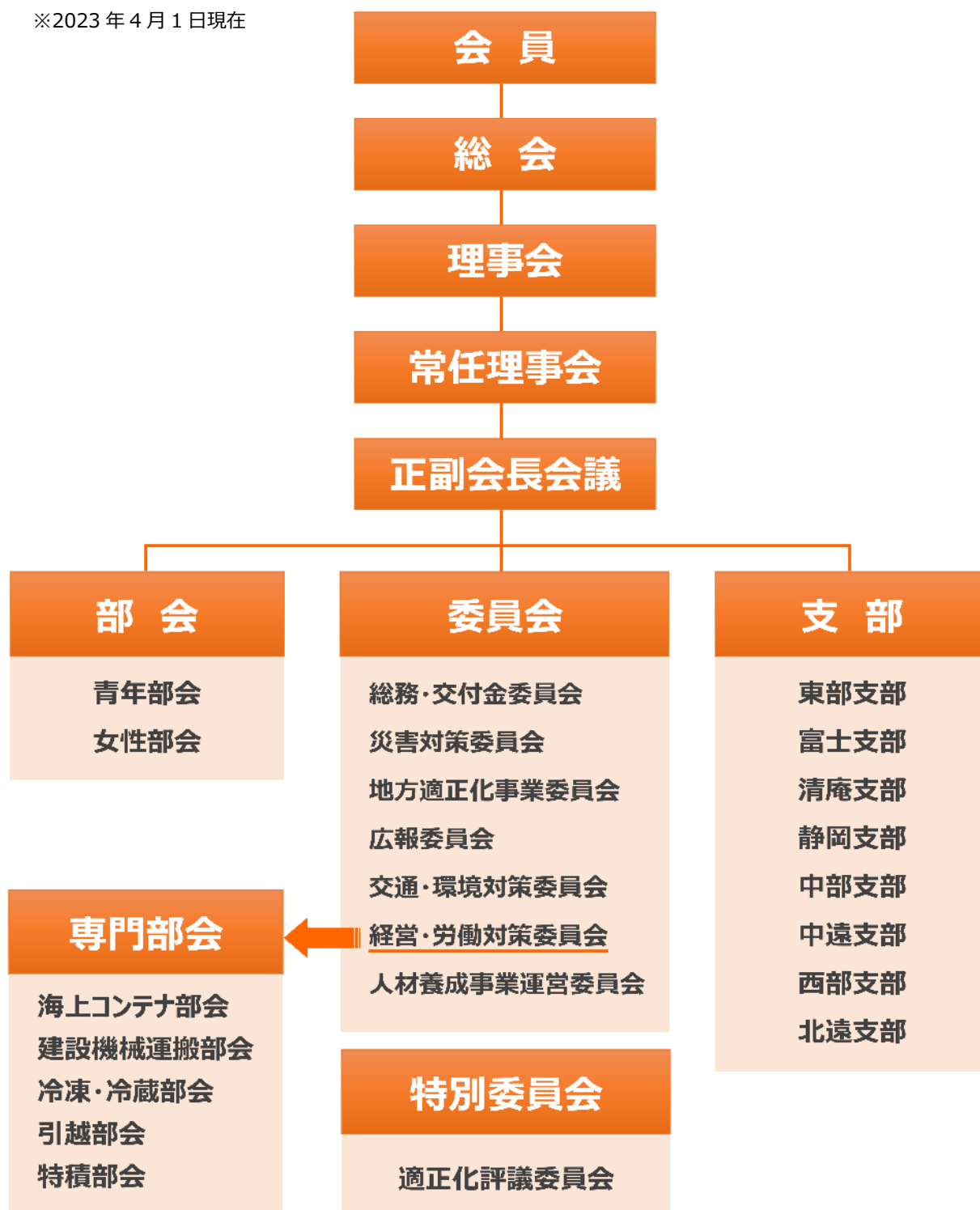
浜松事務所 〒430-0942 浜松市中央区元浜町 182
TEL 053-478-4030

沼津事務所 〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩 20-3 山光ビル A 棟 4 階
TEL 055-989-3350



協会の組織機構

※2023年4月1日現在



一般社団法人



静岡県トラック協会

〒422-8510 静岡市駿河区池田 126-4

TEL 054-283-1910（代） FAX 054-283-1917 <http://www.szta.or.jp/>

東部支部 [地区] 熱海市、伊東市、下田市、西伊豆町、河津町、東伊豆町、松崎町、南伊豆町、伊豆市、三島市、沼津市、御殿場市、裾野市、小山町、清水町、長泉町、伊豆の国市、函南町

〒410-0011 沼津市岡宮 1277-6

TEL 055-923-0669 FAX 055-924-1106

富士支部 [地区] 富士市、富士宮市

〒416-0936 富士市中河原 279-2

TEL 0545-33-1202 FAX 0545-33-1248

清庵支部 [地区] 静岡市（清水区）

〒424-0814 静岡市清水区本郷町 6-15

TEL 054-364-3767 FAX 054-363-0607

静岡支部 [地区] 静岡市（駿河区、葵区）

〒422-8005 静岡市駿河区池田 126-4（静岡県トラック会館内）

TEL 054-283-1922 FAX 054-285-4059

中部支部 [地区] 焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

〒421-0302 榛原郡吉田町川尻 901-1

TEL 0548-32-6796 FAX 0548-32-6749

中遠支部 [地区] 掛川市、袋井市、磐田市、御前崎市、菊川市、森町

〒437-0055 袋井市土橋 80-1

TEL 0538-43-4166 FAX 0538-43-4580

西部支部 [地区] 浜松市（中央区および浜名区のうち旧・北区）、湖西市

〒431-3112 浜松市中央区大島町 620

TEL 053-435-0109 FAX 053-435-3500

北遠支部 [地区] 浜松市（天竜区および浜名区のうち旧・浜北区）

〒434-0023 浜松市浜名区高園 171

TEL 053-584-3055 FAX 053-584-3056

物流を止めないも

2025.1.20 改訂